

違反簡易広告物除却活動団体を募集しています

伊勢崎市では条例に基づき、屋外広告物の適正表示を推進するため必要な規制を行い、良好な景観の形成に努めています。

本市の良好な景観の形成と安心・安全なまちづくりのため、より多くの皆様のご協力をお願いいたします。



◎「違反簡易広告物除却活動員制度」とは◎
身近な地域の景観や生活環境をさらにより良くしようと考えている市民の皆さんが、道路上の電柱や街路樹などに、簡易な方法(シール貼り、紐や針金で取付など)で掲示されたはり紙、はり札などの違反簡易広告物をボランティアで除却(撤去)できる制度です。

市では、この違反簡易広告物の除却活動に協力していただける団体やグループを随時募集しています。

◎制度の概要◎

- (1) 市内に在住、在勤もしくは在学する20歳以上の方で、違反簡易広告物除却活動員になろうとする方が2人以上いる団体に違反簡易広告物除却活動団体の認定申請をしていただきます。
→市の認定を受けると認定証が発行されます。
- (2) 違反簡易広告物除却活動団体として認定を受けた後、違反簡易広告物除却活動員になろうとする方に、市が開催する「違反簡易広告物の除却に関する講習会」を受講していただきます。
→受講された方には違反簡易広告物除却活動員として身分証明書を交付します。
- (3) 身分証を携帯し、除却活動を行っていただきます。
→除却した違反簡易広告物は、一時保管場所に保管していただき後日市が回収に伺うか、市が指定する保管場所に直接持ち込んでいただきます。
※除却活動に必要となる道具類(へら、軍手など)は市が提供します。
※除却活動中の事故に備えて、市においてボランティア保険に加入します。
- (4) 認定期間:2年以内(更新制度あり)

◎申し込み方法◎

違反簡易広告物除却活動団体認定申請書(様式第1号)に次の書類を添付して都市計画課に申請してください。

申請書等は、都市計画課の窓口に配置してあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

■添付書類

- (1) 除却活動員候補者名簿(様式第2号)
- (2) 除却活動計画書(様式第3号)
- (3) 除却活動地域を示した図面(住宅地図のコピーでも可)
- (4) 除却した広告物の一時保管場所を示した図面

◎除却できる

広告物の一例◎

≪伊勢崎市屋外広告物条例に違反している下記のもの≫

- ・市内の電柱に表示されたはり紙
- ・路上に設置されたのぼり旗
- ・街路樹の立て看板 など...

より多くの皆様のご協力を

お願いいたします

■応募・問い合わせ

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地

伊勢崎市都市計画部 都市計画課 景観係(伊勢崎市役所東館4階)

TEL 0270-27-2766、Fax 0270-23-0601、メール tosikei@city.isesaki.lg.jp

